

「知的財産事件審理法」改正草案における 「営業秘密」に係る一部改正条文について

「知的財産事件審理法（以下「本法」という）」は、2007年3月28日の公布以来、3回の改正が行われ、最新の改正は2021年12月8日に公布された。四回目となる今回の改正の草案は、追加40条と改正41条の計81条で構成されており、現行法（計41条）と比較して規範の密度が大幅に上がっているとみられる。この草案は2022年9月29日に行政院で決議を経て立法院に送られ審議されているところである。今回本法に対する全面的な見直しと改正の中で、特筆すべき点としては、訴訟手続きにおける「営業秘密」の保護に対する業界の期待に応え、並びに専門家参加や迅速な審決といった要望を実現するために、「営業秘密」事件の関連管轄規定及び「営業秘密」に係る刑事事件の保護仕組みの強化については大幅に改正されたということである。本稿は、今回の改正草案における「営業秘密」に関連する改正条文について、次の通り簡潔に解説する。

一、手続きにおける営業秘密保護の強化

（一）営業秘密に関する書類・証拠の内容の保護

「営業秘密」は相当な経済価値と漏えい厳禁という特性を持つため、今回の改正草案では、民事知的財産訴訟の訴訟資料が営業秘密に関わる場合、当事者又は第三者は裁判所に対し、訴訟資料の閲覧、転写、撮影その他方式の複製を許可しない又は制限する旨の決定を申し立てることができるとする規定を追加した（改正草案第33条、第34条参照）。また、改正草案では、刑事知的財産訴訟に関しても、裁判所は当事者、利害関係者の申立てにより又は職権で訴訟の書類・証拠内容の閲覧、転写、撮影その他方式の複製を制限することができるとの規定を設けた（改正草案第60条参照）。しかし、民事訴訟における両当事者の訴訟権益及び「国民の裁判を受ける権利」、並びに刑事訴訟における被告人が憲法第16条で保障される訴訟権利、即ち訴訟書類・証拠の情報を十分に入手できるという権利を考慮すると、訴訟資料又は書類・証拠の複製の不許可又は制限についての範囲及び方法はやはり適切に規制されるべきであるため、改正草案ではその範囲及び方法について、司法院で決定する旨の明確な授權規範が定められている（改正草案第33条、第60条参照）。

（二）営業秘密に係る書類・証拠の非識別的加工の名称又はコードの追加

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

営業秘密の刑事事件及びその付帯私訴において、その書類・証拠の資料の全部又は一部が営業秘密に関わり得るため、訴訟手続きにおいて係る書類・証拠をまんべんなく開示した場合、当事者又は利害関係者に損害を与える可能性があると考えられる。そこで、営業秘密の漏えいを防止するために、改正草案では、当事者又は利害関係者は第一回審判期日までに、営業秘密に関わる書類・証拠内容の非識別加工された名称又はコードを定めるよう裁判所に申し立てることができるとする規定を追加した（改正草案第 61 条参照）。

（三）営業秘密保持命令の運用制度の強化

営業秘密保持命令を受けた者は、営業秘密を訴訟目的以外で使用、又は当該営業秘密を他人に開示してはならないとされている。このような秘密保持命令の仕組みは、弁論の権利を保障し、訴訟手続きを効率的に進行すると同時に、営業秘密漏えいの危険を防ぐことに着眼していた。しかし、実務において、当事者又は第三者が営業秘密保護を理由に営業秘密保持命令の申立てを拒否（開示することで漏えいするリスクを恐れるため）、又は秘密保持命令の対象者や内容を意図的に縮小することがあり、このような状況下、訴訟手続きが円滑に進めることができず、裁判の迅速さと正確性にも影響を及ぼすケースが従来よく見かけられていた。それ故に、今回の改正草案では、裁判所は当事者又は第三者に対し秘密保持命令の申立てをするよう諭告することができ、この場合においても当事者又は第三者が依然として申し立てないときは、裁判所は当事者又は第三者の意見を聴取してから職権で秘密保持命令を発令することができる旨の規定を追加した（改正草案第 37 条参照）。また、秘密保持命令の取消しを申し立てることができない事由と裁判所が職権で取り消す状況も明確に定めた（改正草案第 40 条参照）。

注目に値することは、今回の改正草案で、本法の秘密保持命令に違反した場合の罰金刑の上限を NT\$100 万に引き上げるほか、この違反をした者は、営業秘密保有者の財産的法益を侵害するだけでなく、裁判所の発する命令を軽視することとなる点である。この点から、当該行為が国家の法益を侵害することになるので、犯罪の性質を「非親告罪」に改めるべきと考えられている。つまり、検察官は、告訴がなくとも積極的に捜査を始め、起訴を経て裁判所に審判させることができるようになる。また、今回の改正により、当該営業秘密が「国家安全法」第 3 条第 3 項¹にいう「国の中核的な

¹ 国家安全法第 3 条第 3 項

「第 1 項にいう国の中核的な重要技術とは、海外、中国大陸地区、香港、マカオ、域外敵対勢力に流出した場合、国の安全、産業競争力や経済発展に重大な損害を与えるものであり、かつ次に掲げる条件のいずれかに該当し、行政院の公告が発効してから立法院に届け出られたものをいう。

1.国際公約、国防の需要、国の重要インフラストラクチャーの安全保護の観点から、規制を行わなければならない。2.我が国に先端技術の創出や重要産業の競争力を著しく向上させることができる。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

重要技術」に関連するときは、当該秘密保持命令に違反した場合「5年以下の懲役、拘留若しくはNT\$300万以下の罰金に処し、又はこれを併科する」との刑事責任を追加するほか、たとえ域外で違反した場合であっても、犯罪地の法律に処罰の規定の有無を問わず均しく処罰するものとする（改正草案第76条参照）。

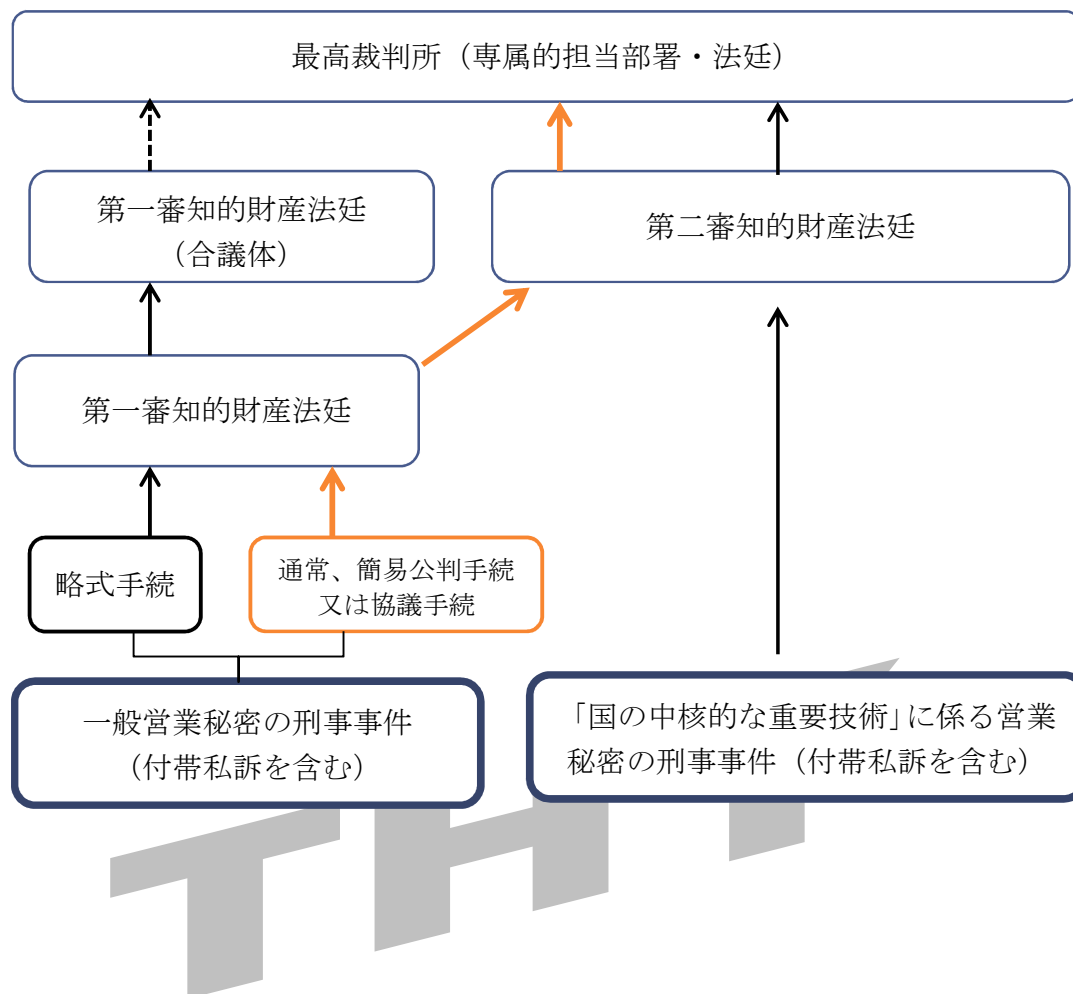
なお、法人の責任者若しくは法人格のない団体（以下、「非法人団体」と略す）の管理者や代表者、又は法人若しくは非法人団体の代理人や被用者その他従業員が業務執行により秘密保持命令に違反した場合、行為者に刑罰を与えると同時に、当該法人、非法人団体にも罰金刑を処罰することができる。しかし、法人又は非法人団体は、その責任者、管理者又は代表者がその防止に尽力したことを証明できる場合、免責を主張することができる（改正草案第77条参照）。

二、専門的、適正及び迅速な審理

現行法によると、知的財産の刑事事件及びその付帯私訴の第一審訴訟は、地方裁判所で管轄している。しかし、「営業秘密」の刑事事件は、高度な技術や専門性が要求されるため、産業界の独特の競争優位性を持つ技術、及び犯罪により生ずる損害などの議題の判断に関連するケースが多く見られている。そこで、今回の改正草案では、営業秘密に係る刑事事件（営業秘密法第13-1条、第13-2条、第13-3条第3項及び第13-4条などの犯罪を含む）の第一審訴訟を、地方裁判所の管轄適用から除外し、代わりに第一審知的財産法廷で審理することと特別に規定した。また、「国の中核的な重要技術」の侵害に関する刑事事件第一審は、専門的で適正かつ迅速な裁判という目標を遂行するために、「第二審」知的財産法廷で審理されとする規定を追加した（改正草案第59条参照）。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

■ 営業秘密における刑事事件（付帯私訴を含む）の管轄規定



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。